

① はじめに

富士化学工業及びその関係会社からなる富士化学工業グループ（以下、「富士化学工業グループ」という。）は、法令遵守及び規範意識の浸透は企業経営の基盤となる課題と認識しています。富士化学工業グループの全ての役員と従業員（契約社員・派遣社員を含む）は、高い倫理観をもって「企業理念」及び「富士化学工業グループ行動規範」に則り、コンプライアンスを重視し、事業・業務に関する法令・諸規則や社内ルールの遵守を徹底することで、誠実な企業活動を行います。

② コンプライアンス推進体制

富士化学工業グループは、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図るために、社長をトップとする経営会議にて、富士化学工業グループ全体のコンプライアンスに関する遵守状況をモニタリングしています。なお、経営会議での審議結果等については、定期的に取り締役に報告します。

③ 主な取組み

(1) 腐敗行為の禁止

贈収賄を含む腐敗行為を明確に禁止しています。秩序ある自由な競争市場の維持・発展に貢献するために、高い倫理観を持った公正な事業活動を推進し、腐敗行為を行いません。

(2) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力といかなる関係も持たないことにより、公共の信頼を維持し、社会の安全や健全な企業経営を実現します。

(3) 不正及び流用の禁止

不正や流用※を防ぎ、早期に発見するために、経営者が主導して適切な管理体制を整えます。また、すべての役職員は、事業を行う上で、最大限の誠実さや倫理観を保つことが求められており、不正を防ぐために適切な対応を取ります。

※ 富士化学工業グループの資産流用などの不正な行為、財務報告に関する虚偽を示す行為、経営または従業員が、自らまたは第三者の利益のために重要な情報を漏洩することを指します。

(4) 利益相反の禁止

役職員の利益と会社の利益が相反する状況下においては、関連する法規制や社内ルールに従い、会社の利益を優先して行動します。

(5) 反競争的慣行の禁止

独占の禁止および公正な競争に関連する法規制や社内ルールに従い、公正で自由な競争の下に事業を行います。カルテルや談合などの競争を制限する行為や、取引上の立場を利用するなどの不公正な取引を行いません。

(6) インサイダー取引の禁止

役職員によるインサイダー取引を厳格に禁止し、証券市場に対する投資家の信頼を確保します。

(7) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止

犯罪による収益の移転およびテロリストへの資金供与、大量破壊兵器の拡散に対する資金

供与に当社グループの商品・サービスが利用されないように努めます。

(8) 個人情報の保護、機密情報の管理

業務に関連して取得した個人情報や機密情報、作成されるデータについては、法規制や社内ルールに従って、適切に取り扱います。

(9) 知的財産の保護

富士化学工業グループが保有する知的財産を保護するとともに、第三者が保有する知的財産を侵害しません。

(10) 適切な税務対応

富士化学工業グループは、各国、各地域における国際ルールや税務関連法令などを遵守し、また、その精神も尊重し税の公平性を担保した適切な納税を行い、企業の社会的責任を果たすことで企業価値の最大化を図ります。

(11) 内部通報制度

富士化学工業グループでは、企業倫理・コンプライアンスの浸透をモニタリングする仕組みとして、内部通報制度を整備し運用しています。内部通報窓口を設置し、「富士化学工業グループ行動規範」・就業規則・法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、通報を受け付けています。秘密厳守や通報により不利益を受けないことなどを社内規程で定めて運用しています。内部通報制度は、社内研修などを通じて周知を図ります。

(12) コンプライアンスの教育・研修・啓発

富士化学工業グループは、全従業員および取引先が法令や倫理的要件を理解し、遵守することを徹底するために、コンプライアンスの教育・研修を推進し、企業倫理と法令遵守の徹底に努めます。

2025年3月1日制定